

不定期刊行物

翔べ、優駿

(第 27 号)平成 19 年 10 月 17 日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025

島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL:(0856)22-2073

FAX:(0856)24-2785

URL:<http://www.tabara-office.com/>

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

お陰様で 18 周年

早いもので、今月 2 日で、当事務所は創立 18 周年を迎えました。毎年、10 月初めには本誌を発行しておりましたが、本年は倒産が相継ぐなど、景気が悪く、債務整理等に追われて多忙のために創立記念日をすっかり忘れておりました。今後は、こうした後ろ向きの仕事ではなく、マイホームの新築等の明るい仕事が増えますよう、一日も早い景気の回復を望みたいものです。こうした逆風の中でも、なんとか 18 周年を迎えることができましたのも、ひとえに皆様のお陰と感謝しております。

公益法人制度の改革について

法人というのは、呼んで字のごとく、法律によって人と同じように権利能力（土地や車などの財産を自分の名義で持ったり、売買や賃貸借などのような取引を自分の名義でできること）を与えられた団体または財産のことをいいます。法人には、株式会社のように営利を目的とする営利法人、財団法人日本オリンピック委員会のように公益を目的とする公益法人、同窓会や親睦団体などの中間法人のように営利も公益も目的としない法人に大別することができます。そして、営利法人は会社法、中間法人は中間法人法、公益法人は民法に定められていました。そして、営利法人や中間法人は、法律の定める基準を満たせば自由に設立できるようになっていましたが、公益法人を設立するには主務官庁の許可が必要とされていたので、なかなか簡単には設立することができませんでした。

しかし、平成 16 年行政改革方針に基づいて、平成 18 年、民法の法人に関する部分と中間法人法を一本化して、新たに「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が成立しました。この結果、営利を目的としない法人については、目的の公益性の有無に関わらず、

法律の基準を満たせば自由に設立することができるようになりました。営利を目的としないというのは、法人の事業の結果、利益があった場合に、それを出資者に分配してはいけないという意味です。

従来の公益法人は、公益性を有するという一方で、税金等の面で優遇されていました。この点については、一般社団法人や一般財団法人には税金面のメリットはありません。公益法人として、税金等の面で優遇されるには、公益的事業を行っているという行政庁の認定を受けなければなりません。こうして認定を受けた法人を公益認定法人といいます。そして、一般社団法人や一般財団法人は行政庁の監督を受けることはありませんが、公益認定法人には行政庁の監督が行われます。

行政庁の監督を受けても税金等の面で優遇措置を受けるか、行政庁の監督を受けず、自由な活動を行うかの選択が行えるようになったというわけです。

スタッフ紹介

山本 ふみこ (やまもと・ふみこ)	商業登記・経理その他一般事務担当	
久保 真理子 (くぼ・まりこ)	司法書士・行政書士業務全般担当	
西川 悠 二 (にしかわ・ゆうじ)	司法書士・行政書士業務全般担当	
渡邊 真澄 (わたなべ・ますみ)	司法書士・行政書士業務全般担当	新人
西坂 幸子 (にしさか・さちこ)	司法書士・行政書士業務全般担当	
中島 晶子 (なかしま・しょうこ)	その他一般事務担当	
田原 和恵 (たばら・かずえ)	自動車関係・その他一般事務担当	